

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

令和5年10月20日（金曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

まず、10月17日の事務折衝で配布させてもらった基礎資料に少し修正があるので、それをお伝えさせていただいて、いつもどおり要求項目の確認をさせてもらって、そこから給与改定の話という感じで進めさせてもらいたいと思う。

前回ご指摘いただいていた住居手当のところ、ちょっと切れているところ、記載させてもらったのと、それをちょっと見ているところでちょっとだけ修正をかけるところがあり、その枠の住居28,000円上限制限の者というところがあったのだが、その家賃の額というところ。紙で言うと3枚目の表。ここの括弧の住居手当28,000円上限制限の者が切れていたので、そこは記載、写るようにした。その下の家賃のところだが、前は54,600円という記載がされていて、これ毎年何の数字を入れているかという、28,000円になるのがジャスト54,500円なので、その次に実際にいる人の金額というのを記載していたところになるのだが、よくよく考えると、住居手当って最終100円未満切り捨てになるので、その上限の28,000円、54,600円だと、結局28,000円になる。四捨五入とかの関係、切り捨ての関係で。となると、上限規制がかかるのは54,700円の家賃の人からだなという。この54,700円の方は、家賃28,100円になるので、上限が28,000円に抑えられているという人になるので、その正しいというか、正確にその切り捨てしたときに、結果その額になる人というのを記載させてもらうようにちょっと修正をかけさせてもらった。

（組合）

1人減っている。

（市）

そう。間に入る人がいて。その方が1人減っているというのになっている。

（組合）

でも、その人も結局28,000円。

（市）

そう。28,000円。計算したら28,000円になる。28,000円貰っているんで、別に上限規制でかかっているわけじゃない。

（組合）

かかっているわけじゃなくて、ちょうど 28,000 円になるというだけの話。

(市)

そう。それが 28,000 円の方で、その後ろのページに、同じ 30,500 円上限制限の者というのがある。それも同じ考え。そのところで、59,700 円から上限に引っかかってくる人になるので、ちょっと修正をさせてもらったら、そこもちょっと一部、間に人がいたので、人数ちょっと変わっている感じになっている。

(組合)

分かった。

(市)

修正は以上である。

もう一つが、要求項目の給与課諸手当非正規の部分の確認をさせていただきたいと思う。

いただいている要求項目のうち、給与課諸手当の非正規の部分の確認ということで、要求項目のうち 2 項目、諸手当の部分、こちらの地域手当以外の部分の住居、扶養のところについては、給与課の方で対応させていただきたいと考えている。地域手当以外の部分。

続いて 16 項目、夜間勤務手当、超過勤務手当、こちらの部分は給与課の方で対応させていただきたいと考えている。

続いて 18 項目のその他の(7)番、臨時、非常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員の部分、こちらは給与課で対応させていただきたいと思っている。続いて同じ項目の(8)番、災害時における交通費の方、こちらは人事課と給与課の方で対応させていただきたいと考えている。

続いて 19 項目、新型コロナのところ、こちらの手当の部分については、給与課の方で対応させていただきたいと思っている。確認は以上になる。

続いて会計年度任用職員の給与改定ということで、お配りさせていただいた資料、1 枚物、そちらの方で進めさせていただきたいと思っている。本給の方からお示しさせてもらっている給料表の方をベースに作成している。1 番、改定内容としては、行政職の改定に準じて事務技術職員の区分を次のように改定する。1 の ABC については、現行の初任給であれば 138,504 円のところ、改定後 146,160 円ということで、改定額 7,656 円になり、その改定率は 5.53%になる。2 の AB について、現行初任給であれば 171,448 円のところ、改定後 177,828 円ということで、改定額が 6,380 円になり、その改定率は 3.72%になると、そういう資料の見方になっている。事務技術以外にも、例えば行政職給料表でも司書であるとか臨床心理職員であるとか、それぞれ初任給の額が、初任給の基準が違うものがあったり、あと行政職以外にも保育士であるとか看護師があったりするが、事務技術以外については一括して、表の下に書いているその他の給料表に基づいて報酬を定めている職についても、給料表の改定

に準じて改定するということで、給料表を基礎としているものについてはすべて同様にすること、ここに書かせてもらっている。また、本務職員の給料表がすべて、今、たぶん先ほど専門と技労の方をやっていたかと思うが、本務職員の給料表がすべて確定したら、その他給料表の会計年度任用職員についてもお示しさせていただく。給与改定の対象については、会計年度任用職員のすべての職について改定するのかということではなくて、給料表に基づかない職というのが一部あって、国や他機関との調整により給料の額が決定されているもの、例えば医師会との協議に基づき、大阪府内で統一単価を使用している医師の方であるとか、JET プログラムとかの通訳の方であったり、C-NET と言われる教育の方にいる外国語指導員の方、そういった方というのがそれに当たる。そのような給料表に基づかない職については改定を行わないということになり、今回、特段の変更はない。提案するのは、給料表に基づいて報酬を定めている職については給料表の改定に準ずると、このような説明になっている。2 番の実施時期については、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して実施することとしたい。ただし、12 月期の期末手当の支給対象とならない職員については、各給料表の改定後、令和 5 年 12 月 1 日から速やかに実施していきたいと考えている。

続いて、記載はないが任期付職員と臨時的任用職員の給料月額の改定については、本務の給料表を適用しているため、改定内容及び実施時期は本務職員と同様となる。会計年度任用職員の給与改定に実施時期については、今年度から取扱いを変更しているので、別途、提案資料をお配りしてご説明させていただく。今お配りさせていただいたものになっている。会計年度任用職員における給与改定の実施時期についてということで、本市においては、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の改定の実施時期については、遡及しないこととしていた。令和 5 年 5 月 2 日に常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定にかかる取扱いに準じて改定することを基本とし、その会計年度任用職員の範囲については、地方公共団体の実情を踏まえ、適切に設定するよう国より通知があったことを踏まえ、常勤職員の給与が改定された場合における常勤職員の給料表に基づき報酬を定める職に任用される会計年度任用職員の給与の改定の実施時期について、次のとおりお示しする。1、給与改定の実施時期、12 月期の期末手当の支給対象となる会計年度任用職員については、常勤職員の給与の改定の実施時期と同様に取り扱う。下記の方にまとめた表を作成しており、今回変わるのは太線で囲っている部分になる。12 月期の期末手当の支給対象職員、こちらには育児休業により支給割合が 0%になって、結果として支給額が 0 円となるような職員も含む。こちらの職員については、給与改定が引き上げ時であれば遡及するし、引き下げ時であれば年間調整をする。12 月期の期末手当の支給対象外の職員については、遡及なしになるし、引き下げ時であれば年間調整もなし。これまでどおりの取扱いということで、ここは変更がないということになっている。2 番、今年度の給与改定の実施時期ということで、先ほどのお示ししていたものにも記載はあるが、12 月期の期末手当の支給対象の職員については、令和 5 年 4 月 1 日から実施、遡及があるということになる。12 月期の期末手当の支給対象外の職員について

は、令和5年12月1日から実施、遡及はないということになっている。非正規については以上になる。

(組合)

遡及する。

(市)

遡及する。すべてではないが。

(組合)

言うことがなくなってしまった。何かこういうときって、1回しないと出してきて、言って、するみたいなパターンが多いのだが。するのか。ちなみにだが、これ期末手当の支給対象ということは、12月1日在籍という理解か。

(市)

そう。12月1日に在籍している職員で、任期が6月以上あって、週の勤務時間が15時間半以上あって、特殊性とかで、さっき言っていたC-NETとかみたいに、そもそも期末出ないとされているような職の人たちではない人たちで、あとは条件なのだが、12月1日に在職はしているけど停職中とか、ああいう人たちは対象にはならないという感じ。会計年度でそんな人というのは、ほぼいないと思うが、可能性としては12月1日いてるけど停職中の人とかは対象外になってしまうということ。

(組合)

支給、この間貰ったか、支給月が。

(市)

何月からとかいう。

(組合)

そう。何月採用で出る、出ないがある。

(市)

10月1日。6月なので、10、11、12、1、2、3で、10月1日からいたら6月なので出る。遡及しても2か月だけだが。

(組合)

じゃあ 11 月に採用された方は出ないということか。

(市)

出ない。

(組合)

そういうことか。だから在職していても、そうか、出る人だけか。

(市)

そう。

(組合)

そこだな。11 月に採用された人はもちろん、12 月 1 日、まあ 12 月 1 日に採用された人は
遡及も何もないが。

(市)

12 月 1 日、そう、遡及はないので、そもそもあまり話には上がってこないかと。

(組合)

もう一回、10 月 1 日に採用されていたらいくらかは出る。たしか。

(市)

期末手当は出る。

(組合)

何%だったか。こっち書いていたか。
本務と一緒に。

(市)

一緒。75%。期末で 75%。

(組合)

10 月。10、11、12 で。違う。

(市)

そう。10、11 の 2 か月。

(組合)

期間いつから。

(市)

6月2日から。そこは本務と一緒に。期末の方は結構緩やかなので、本務でも新採の子でも6月期で75%貰える。それと一緒に。

(組合)

そうか。出る人という仕切り方するのか。何かこの出ると言われている職種みたいな言い方にはならないのか。実際出る人じゃないと遡及できない、マイナス改定のときに遡及できないからか。理屈としては。理屈は、だからその理屈は一緒か。

(市)

そう。去年も結局のところ、できる人、できない人がいて、全部するのってやっぱり難しい。会計年度ってそういう遡及とかってというのがそぐわないというのでやらないとして、我々はやらなかった。今回、国から常勤職員に準じて、給与改定、実施時期も含めて検討しなさいというふうに来て、その範囲、その対象となる範囲については、各自治体の方で、地方公共団体の方で適切にやってねというので、我々としては、やっぱりそのプラスと、マイナスもないことはないので、そこはやっぱり両方考えた上で、こういう形をとらせてもらっているという感じ。

(組合)

遡及するって言っても1か月だけ。11月採用の人だったら。仮に、仮に遡及すると言っても。

(市)

そう。仮に遡及するとしても。

(組合)

何千円かの話か。なるほど。これ、育休のところは単純に、0になるパターンは。ずっといてない。

(市)

ずっと育休取っている人。ずっと育休取っていると0%になって支給額も0になるが、在籍もしているし対象にはなるので、遡及自体はするような感じにはなるので、例えば4月5

月といたら。

(組合)

その分だけは出る。

(市)

そう。

(組合)

基本は出てないから、遡及したところで出ないという話。

(市)

そうだと思うが、一部、その期間があれば、もちろんそこは対象になる。

(組合)

これはもう方針的には、総務省の通知があったからという理解でよいか。

(市)

そう。

(組合)

たぶん戻って調べたらすぐ分かるが、この ABC のとこの初任給と、最高号給のとこの行政職給料表の号給は分かるか。

(市)

1A で言うと 11 から 27。

(組合)

初任給が 1 の 11 か。

(市)

そう。B が一番上が 47。上限が。最高号給が。

(組合)

初任給は一緒。

(市)

そう。初任給は全部 11。C は最高号給が 67。2A が 11 は一緒。2 の 11 が初任給。最高号給が 27 号給。B の最高号給が 47 号給。

(組合)

特にない。間の人はもちろん、一時金支給しないから出さない。そのへんの何か不公平感とかは、あまり市側的には検討というか、議論にならなかったか。遡及するということは、要するにそのときにこれだけの給料を払っておかないといけなかったけど、人勤で出たから払うという、そういう趣旨。だけど、4 月から 9 月までの人とか、そういう人たちはもちろん期末手当の対象ではないので遡及には当たらないのは分かるが、そのへんの方との不公平さみたいなところは、あまり議論にならなかったか。

(市)

一定そこもあるのか。ないことはないかなというのはあるが、一応、会計年度のどうやって遡及するかというところの、我々の考え方でいくと、まずプラスマイナスどちらもできる場合、人にだけというようなところを一番にやっている。本務であれば退職者についてもやっているが、本務って辞めたりっていうのをしょっちゅうするわけではないと思う。会計年度はやっぱり、どうしても一会計年度だし、職務の入れ替わりであったりとか異動というのが、結構、本務に比べてというか、そこは結構流動的ではあるので、一定、どこかで線を引かないと、全員に対してするということのも、たぶん、やり方としてはないことはないかなと思っているが、その去年からの考え方というので、どこまでできるだろうと考えたときに、これが一番、我々としてできるベストなやり方かなと思って、させてもらっている。

(組合)

たしかに、マイナスのとき、その人取りに行くのかという話。

(市)

なかなか、例えば 4 月 5 月の 2 か月だけ働いた人に対して取りに行くとなるのは、ちょっとマイナスだったからというのは、ちょっとなかなか不安定にもなるし、たぶんできないと思う。

(組合)

たぶんそれ何か危なそう。法的にというか、何か危なそう。

(市)

そう。遡及みたいになってしまうと思う。今って遡及じゃなくて、あくまでボーナスで調

整。だから、たぶんそのやり方って取れないと思う。

(組合)

遡及という言葉で使っているけど、ちょっとボーナスのところで調整するという理解。

(市)

そう。年間いくらというので、渡し過ぎていたから、ボーナスちょっと渡すの減らすという話の調整になるので、そこをやっぱり貰っていないと調整ができないようになってしまふ。

(組合)

たぶん今後も一緒。

発想としては。考え方としては。

本務でも早期で9月末に辞めたら遡及。

(市)

している。辞めていてもやっている。

(組合)

引き下げ改定とか。

(市)

やりにいこうとするけど、結果、ボーナス貰っていないからできなかったという理解。だから結果、やっていない。対象にならないというよりも、やろうとするけど、あの人たちは9月末退職だったらボーナス貰っていないので、ボーナスで取りに行けないから、結果やっていない。だから遡って、そのマイナスも取りに行くとかはやっていない。

(組合)

引き上げ時は。

(市)

渡しているはず。退職している人もやっているはず。やっているはずだと思う。

(組合)

やっているというのは、遡及して。

(市)

プラスのとき、やっているはず。

(組合)

例えば今年 9 月末退職の人って、遡及して渡しているということか。

(市)

渡しているはず。

(組合)

ボーナスも出ない。その理屈から言ったら。

引き下げ時は取れないけど、追い金はしているということか。

(市)

取ろうとするけど、ボーナスがないのでできなかったとなる。本務って、ボーナスが出ることに對して制限がない。任期がいくらであるとか、時間がとかという制限がない。基本、全員ボーナス出る。何かしない限りは出るという理解になっているので、一応全員、プラスであれば、退職者であつてもたぶんやっているはずなのだが、会計年度になると任期もあるし、その職とかに応じて出る出ないというのが、一定、完全に出ない人って、時間が短かったら 100%ボーナスがない人というのが、一定、職としてある。その人は永遠にプラスの恩恵だけを受け続けるような形になって、マイナスのときは絶対ボーナスがないから、はなから、さっき言っていたみたいに遡及して、後ろの 12 月以降の月例給で、4 月からのマイナスを差し引くというのも、やり方としてはできなくはない。

(組合)

それは生活給だから。

(市)

そう。それはよろしくない。本務でもそれはやっていないので、それを会計年度にするというのはできないかなと思っているんで、そうなると、絶対マイナス改定されない人みたいなのが、やっぱりちょっと会計年度は発生してしまうというのがあつて、会計年度に関してはそこはちょっと不均衡が生じるというのがあるので、やっぱり遡及するのはできる人だけにする。それで言ったら、さっき言っていた育児休業の人とかもできないのはできないのだが、一応、結果として出ていない、取りに行こうとするけど、結果としてこの人貰っていないから取りに行けなかったというだけなので、改定の対象にはしましようという理解にしている。

(組合)

そうか。対象にはするのだけど、出ていないから取れないということ。

(市)

マイナスだったら取れない。だからそれは本務もそこは一緒。取りに行こうとするけど、結果として、ボーナスが、例えば9月末の人だったら出ていないから取れなかったみたいな感じ。それが本務だと、たまたまそれを辞めた人、たまたまその人がそう辞めたからそうなっているだけなのだが、会計年度だとその職が永遠にそうとなるのが、ちょっと、やっぱりそのたまたまその9月に辞めたとか、11月末に辞めたとかというのは、何かこの職にいたら永遠にプラス改定だけ受けるというのがあるというのは、やっぱりちょっとあまりよろしくないのかなという。

(組合)

ちょっともう一回整理しないとあれだが、何か若干、矛盾している気もしないでもない。ちょっと考える。そこまで何かという気はしないけど。もっと簡単に、いないから出ないという方が考え方としてはシンプル。

おっしゃっていた理屈は分かったので、本務の場合はそうだと。基本全員というのと、っているんだけどないから取れない。プラスのときは、まあまあ。それもよく分からないけど。プラスだから。辞めてしまったら1回きりだし。言っている意味は分かる。会計年度だったら、そのサイクルの人には全部ずっとプラスの恩恵しか受けないというのも分かる。知らなかったことがあったのでびっくりした。もし何か根拠規定みたいなのがあれば。

では、これで。一応、一旦ということで。